

平成24年2月28日
福祉保健局

違法（脱法）ドラッグから「麻薬成分」を検出！

都では、合法と称して流通している違法（脱法）ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、都内で流通・販売されている製品の試買調査及び成分検査を行っています。

今般、都内の販売店から購入した製品の試験検査を行ったところ、5品目から「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」に規定する麻薬である「3-(2-アミノプロピル)インドール」【通称：AMT】が、1品目から同政令に規定する麻薬である「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」【俗称：メチロン】が検出されました。

AMTやメチロンを摂取した場合、視覚・聴覚の変容、呼吸困難、意識障害等が現れるおそれがあり、AMTの摂取が原因と疑われる死亡例も報告されています。

また、AMT及びメチロンは、「麻薬及び向精神薬取締法」により、その所持・譲渡・譲受・使用等が厳しく禁じられています。

都では、当該製品の不正流通・不正使用による健康被害発生の未然防止を第一に考え、本件を公表してその危険性を広く都民へ周知するとともに、当該製品の迅速な排除を図ることといたしました。

なお、当該製品の流通販売経路等の詳細については、現在、健康安全部薬務課において捜査中です。

当該製品をお持ちの方へ

- ◆ 当該製品は麻薬を含有しており、製造・輸入はもとより、所持・譲渡・譲受・使用も麻薬及び向精神薬取締法により厳しく禁止されています。

当該製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに住所地の「都道府県薬務主管課麻薬担当部署」へ申し出て、指示に従い所有権放棄・任意提出の手続きを行ってください。

【東京都の申し出窓口】 東京都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策係

(電話) 03-5320-4505 [ダイヤルイン]

- ◆ 上記の申し出は、遅くとも『平成24年3月23日(金曜日)』までに行ってください。
- ◆ 「合法ドラッグ」や「脱法ドラッグ」と称して販売されている製品にはどのような物質が含まれているか不明なものが多く、合法であるとは限りません。人体に極めて有害な作用を及ぼす物質が含まれているものもあり大変危険です。絶対に使用しないでください。

— 《問い合わせ先》 —

福祉保健局健康安全部薬務課 野口、河野
電 話：03-5320-4520、03-5320-4505
都庁内線：34-410、34-434

【麻薬及び向精神薬取締法違反製品の概要】

※ 以下の6製品は、いずれも「製造(輸入)元」や「販売元」が製品に表示されておらず不明。

(1) 『GT XXX COCO』

《性状》

白色粉末

《検出成分》

1個0.19g中、AMTを33mg検出



(2) 『GT Mebius』

《性状》

淡黄褐色液体

《検出成分》

1本5.8mL中、メチロンを77mg検出



(3) 『GT 666 Lovers β』

《性状》

褐色液体

《検出成分》

1本2.9mL中、AMTを15mg検出

※ 製品表示は「Pineapple Flavor」



(4) 『GT XXX』

《性状》

淡茶褐色液体

《検出成分》

1本6.3 mL中、AMTを39 mg 検出

※ 製品表示は「Mangifera indica FLAVOR」



(5) 『GT 666 COCA』

《性状》

白色粉末

《検出成分》

1個0.17 g中、AMTを47 mg 検出



(6) 『TRINITY』

《性状》

液体（青色・黄色・赤色の3本入り）

《検出成分》

[青] 1本3.3 mL中、AMTを10 mg 検出

[黄] 1本3.3 mL中、AMTを16 mg 検出

[赤] 1本3.3 mL中、AMTを15 mg 検出



【試験実施機関】

東京都健康安全研究センター

◆福祉保健局ホームページに製品名等の情報を掲載しています。

URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/hodo/index.html>

◆都内の違法(脱法)ドラッグ販売店舗に対し、別途、一斉取締りを実施する予定です。

都は、今後も試買調査等を通じて成分検査、指導及び取締りを継続し、違反品の早期発見及び流通防止に努めていきます。